公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 職群班設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター(以下センターという)に設置する職群班の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 職群班の組織編成は、会員相互の緊密な連携と意志の疎通を図り円滑に仕事を推進することを目的とする。

(組 織)

- 第3条 職群班は職種別毎に1個又は数個の班を組織する。
- 2 班に班長及び副班長をおく。
- 3 班長及び副班長(以下正副班長と言う。)は班員の互選により選出する。
- 4 正副班長の任期は班の自主性にゆだねる。
- 5 正副班長の選任、又は交代に当っては班の代表は、その都度事務局に届出して会 長の認証を受けるものとする。

(班の活動)

- 第4条 班長は班員の会員意識の高揚を図り、班員と共同して、自主積極的に、その 希望と能力に応ずる仕事の開拓に努め、又仕事の遂行に努めるものとする。
- 2 班長は常に事務局と密接なる連携を保ち、仕事の開拓遂行に当っては必ず事務局 を通じて行いセンターの発展を図るものとする。
- 3 副班長は班長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(班長の委嘱)

第5条 会長は班長及び副班長の選出、又はその交代の届け出を待って之を認証した後、委嘱するものとする。

(班長会議)

第6条 班長会議は年1回以上開催するものとし、随時会長が招集するものとする。

(委 任)

第7条 この規程の施行について、必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

附則

- 1、この規程は、昭和59年5月10日より施行する。
- 2、この規程は、平成3年4月1日より施行する。
- 3、この規程は、平成24年4月1日(公益社団法人移行認定登記の日)より施行する。